

| 科目名 | 期別 | 単位数 | 開講年次 | 担当教員名 |
|---------------|----|-----|------------------|-------|
| (新) (旧) 西洋法制史 | 前期 | 2単位 | (標) 1年 (既) 1年 | 野田 龍一 |

| | |
|------|---|
| 授業目的 | <p>① 目的・ねらい：西洋法の歴史をたどり、日本法、とくに民法典各条を理解することに役立てる。</p> <p>② 教育体系上の位置づけ：条文理解に役立つ歴史的素養を提供することで、法学の基礎教育に寄与する。</p> <p>③ 授業の重要ポイント：(1) 現行民法典の条文を示す。(2) 条文の歴史的背景を中世ローマ法以来の歴史をふまえて解説する。(3) 西洋法の歴史が現行民法典の条文といかにかかわっているかを示す。</p> |
|------|---|

| | |
|------|--|
| 達成目標 | <p>① 現行民法典の用語や条文を正確に理解し、その具体的イメージを説明できるようになる。</p> <p>② 現行民法典の用語や条文が由来する歴史的背景について説明できるようになる。</p> <p>③ 現行民法典各条文相互間の有機的なつながりを、歴史的背景をふまえて理解し、説明できるようになる。</p> <p>④ 以上をふまえて、民法典各条の適用範囲ないし射程距離につき理解し、説明できるようになる。</p> <p>⑤ 西洋法の歴史から採集したいろいろな事例問題について自ら思考し、法律問題の処理能力を高める。</p> |
|------|--|

| 授業計画と予習事項 | 回数 | 各回タイトル | 授業内容、予習基本事項 |
|-----------|----|---|---|
| | 1 | 契約と不法行為との異同 (1) 消滅時効の異同：「復讐は時の経過により冷却」 | <p>授業内容：契約と不法行為との具体例・契約から生じる債権と不法行為から生じる債権の異同・消滅時効の相違・相違の歴史的背景・消滅時効の相違のもつ現代的意義・安全配慮義務など・まとめ。</p> <p>予習基本事項：債権・契約・不法行為・消滅時効・詐欺強迫・債権者取消・遺留分減殺請求・製造物責任法・消費者契約法を勉強。</p> |
| | 2 | 契約と不法行為との異同 (2) 遅延損害金の起算点 「盗人はいつも遅滞にある」 | <p>授業内容：債務不履行・履行遅滞・遅延損害金・起算点・不法行為による損害賠償請求のときの遅延損害金の起算点・「盗人はいつも遅滞にある」準則の形成・わが国における最高裁判例・まとめ。</p> <p>予習基本事項：最高裁昭和37年9月4日(民集16-9-1834)</p> |
| | 3 | 一般的不法行為の成立・罰的性格の消滅・過失責任主義の形成・刑事責任と民事責任 | <p>授業内容：ローマ法におけるアーキリウス法訴権その他の不法行為的罰訴権・中世以降の罰的性格の消滅・結果責任主義から過失責任主義へ・刑事責任と民事責任の分化・第709条の成立・修復的司法と被害者救済・刑事訴訟における付帯私訴の可能性・まとめ</p> <p>予習基本事項：論文：原田慶吉「民法709条の成立するまで」</p> |
| | 4 | 特殊的諸不法行為の歴史のかつ体系的理解：支配の強度と責任強度の比例について | <p>授業内容：注文者の責任と請負契約・使用者責任と雇用契約・責任無能力者の監督者・監督代行者の責任・動物の占有者の責任・土地の工作物の占有者・所有者の責任・基本的観点の歴史・まとめ。</p> <p>予習基本事項：民法典第714条―第718条について条文を読む。国家賠償法第1条―第2条の民法との対応を考えてみる。</p> |
| | 5 | 所有権にもとづく妨害排除請求と不法行為による損害賠償請求との歴史的理解 | <p>授業内容：現代における差止めと損害賠償請求・日常生活空間・環境(公害)訴訟・差止めと損害賠償請求との沿革・近代産業革命と法律のゆがみ・差止めと損害賠償請求との一元化・受忍限度論の登場と通説化・原理の見直し・あらたな紛争類型の登場・まとめ。</p> <p>予習基本事項：論文：原島重義「わが国における権理論の推移」</p> |
| | 6 | 契約の基礎(1)信義則：その歴史的背景と機能的分類 | <p>授業内容：ローマ法における「信義」の意味・約束どおりのことをする・任意規定に依拠した契約条項規制・一般的悪意の抗弁・先行行為に矛盾する態様の規制・裁判官の反制定法的解釈・まとめ</p> <p>予習基本事項：論文：好美清光「信義則の機能について」</p> |
| | 7 | 契約の基礎(2)典型契約の歴史とその現代的意義 | <p>授業内容：契約自由の原則とは何か・法秩序と契約の自由・債権法定主義?・ローマ法以来の典型契約の意義・契約の構造：不可欠の要素・任意規定と常素・特約と偶素・動機の位置づけ・まとめ</p> <p>予習基本事項：W. フルメ「法律行為と私的自治」(試訳版)</p> |

| | | |
|------------------------------|---|--|
| 8 | 契約の基礎（3）契約の構造と契約の解釈の基本原理 | 授業内容：ローマ法標準注釈に見える分類・「不実表示は合意を害しない」・契約の規範的解釈・契約の補完的解釈・不合意と要素の錯誤・錯誤と詐欺強迫・沈黙の法的評価・事実的契約・まとめ。 予習基本事項：判例：「深川渡し」事件・生糸製造権譲渡事件 |
| 9 | 売買契約をめぐる諸問題：手付・暴利行為・危険負担・性状瑕疵保障の歴史的的理解 | 授業内容：手付倍返しの原則・価格自由の原則と暴利行為・特定物売買における買主の危険負担と売主の保管責任・売主の追奪担保責任と瑕疵担保責任・瑕疵担保責任と要素の錯誤・解除。まとめ。 予習基本事項：関連最高裁判例を判例百選で事前に読んでおく。 |
| 10 | 消費貸借契約をめぐる諸問題：利息制限法の歴史的意義 | 授業内容：無償の消費貸借と有償の消費貸借・利息の発生・キリスト教と利息・ユダヤ人への偏見・利息制限法の形成・まとめ。 予習基本事項：最高裁判例による超過利息の取扱い・新法の内容 |
| 11 | 賃貸借・請負・雇用をめぐる諸問題：ローマ法での一元性と典型契約としての分化 | 授業内容：賃貸借・請負・雇用に共通の準則とそれぞれに特殊な準則・近代法における典型契約としての分化・敷金返還請求・建築請負契約における解除請求の排除・整理解雇と解雇権濫用・まとめ。 予習基本事項：民法・労働法教科書の関連該当箇所を読んでおく。 |
| 12 | 委任における報酬請求権：とくに弁護士報酬をめぐる | 授業内容：西洋法における委任と無償性・訴訟費用と弁護士費用・弁護士報酬の歴史・成功報酬（訴訟の一部についての特約）の禁止と容認・みなし成功報酬特約をめぐる諸問題・まとめ。 予習基本事項：現代日本における弁護士報酬システムを勉強する。 |
| 13 | 和解（示談）と追加請求・和解の錯誤は、可能であるか？ | 授業内容：西洋法における和解・梅謙次郎の『和解論』・日本民法典における規定の特色・交通事故と示談・示談後の後遺症・追加請求が変則的に認められる諸要件・イチゴ＝ジャム事件・まとめ。 予習基本事項：最高裁昭和43年3月15日（民集22-3-587）・最高裁昭和33・6・14（民集12-9-1492） |
| 14 | 事務管理と緊急事務管理・ | 西洋法における事務管理と委任との相違・緊急事務管理と違法性阻却事由・エホバの証人信者への輸血事件・まとめ。 予習基本事項：最高裁平成12年2月29日（民集54-2-582） |
| 15 | 不当利得と転用物訴権：ローマ法と福岡ブルドーザ事件 | ローマ法における転用物訴権の構造・フランスにおける適用範囲の拡大・不当利得返還請求訴権との融合・日本民法典起草者の転用物訴権に対する態度・福岡ブルドーザ事件・その後の判例・まとめ。 予習基本事項：最高裁昭和45年7月16日（民集24-9-909）・最高裁平成7年9月19日（民集49-8-2805） |
| 授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項 | ① 授業方法：受講生多数の場合は講義形式を、少数の場合は演習形式を採用。 ② 授業教材：『最高裁判集』以外は、授業担当でレジュメにまとめ、一週間前に配布する。 ③ 授業内容：毎回レジュメを作成して配布し、「自ら考える」時間をできるだけ作る。 ④ 留意事項：民法の基礎知識を学習するのに役立つ。ほしい。 ⑤ 受講生は、指示された予習基本事項について、下調べをして講義を受けること。 | |
| 評価方法と評価基準 (期末試験、レポート、ディベート等) | ① 期末試験結果：70% ② レポート：15% ③ 授業討論への積極的貢献：15% | |
| テキスト 独自教材 | ① テキストは使用しない。 ② 授業担当が作成したレジュメ（講義資料）を毎回配布する。 | |
| 参考書 | ①原田慶吉『日本民法典の史的素描』（創文社） ④木庭 颯『ローマ法案内』（羽鳥書店） ②広中俊雄『契約と法的保護』（創文社） ③原島重義『法的判断とは何か』（創文社） | |